

Business Certificate news

No. TCCI-0085

Date : 2017年5月30日

【注意喚起】原産地証明書における生産地の虚偽記載に伴う 処分決定について

この度、当所が発行した原産地証明書において、下記のとおり生産地の虚偽の事実が判明し処分を決定しましたので、お知らせいたします。

申請者の皆様におかれましては、「[商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規定](#)」および作成要領の内容をご確認のうえ、真実かつ正確なものをご申請くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 概要

- 台湾政府から当所が発行した日本産原産地証明書の記載事実についての照会があり、原産地証明書申請時に提出されていた製造証明書の内容に誤りがあった事実が判明した。
- 当所では商工会議所貿易関係証明罰則規定に基づき、申請者を発給停止処分に致しました。

(参考) 商工会議所貿易関係証明罰則規程

第3条 商品名を除く原産地その他の項目等につき事実と反する内容を原産地証明書に記載し申請した者は、次の各号に従って処分する。

- (1) 故意の場合には、申請者および代行業者の登録を抹消する。
- (2) 過失または錯誤の場合には、1カ月間、原産地証明書の発給を停止し、停止期間終了後6カ月以内は、輸出許可書の写しまたは製造・出荷証明書などの追加資料の提出を義務付けるものとする。

2. 台湾向け原産地証明への都道府県名表記時の要件

- ・ 都道府県名は台湾向けの日本産の食料品についてのみ6欄に記載が可能です。(7欄には記載できません。)
- ・ 外国産原料を含む加工食品の場合には、都道府県名表記は関税番号変更基準を満たした日本産に限ります。外国産商品の加工地記載はできません。(加工地を記載できない代表例：ブレンドコーヒー)
- ・ 記載には、コマーシャル・インボイスに同様文言の記載があること、さらに根拠書類の提出が必要です。
- ・ 荷印内に都道府県名の記載がある場合にも上記要件を満たす必要があります。

※詳細は下記URLをご参照ください。

台湾向け日本産食品に関する原産地証明への都道府県名表記について

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/pdf/taiwanrev_161022.pdf

以上